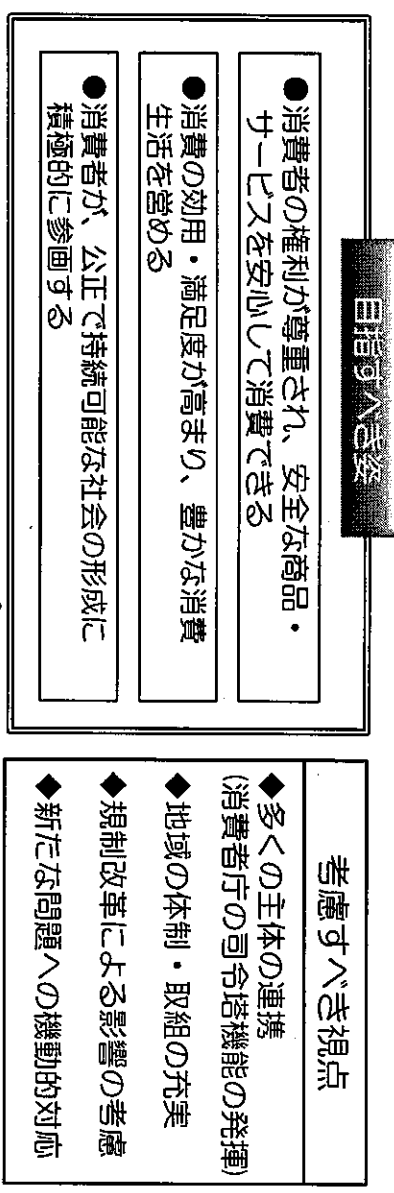
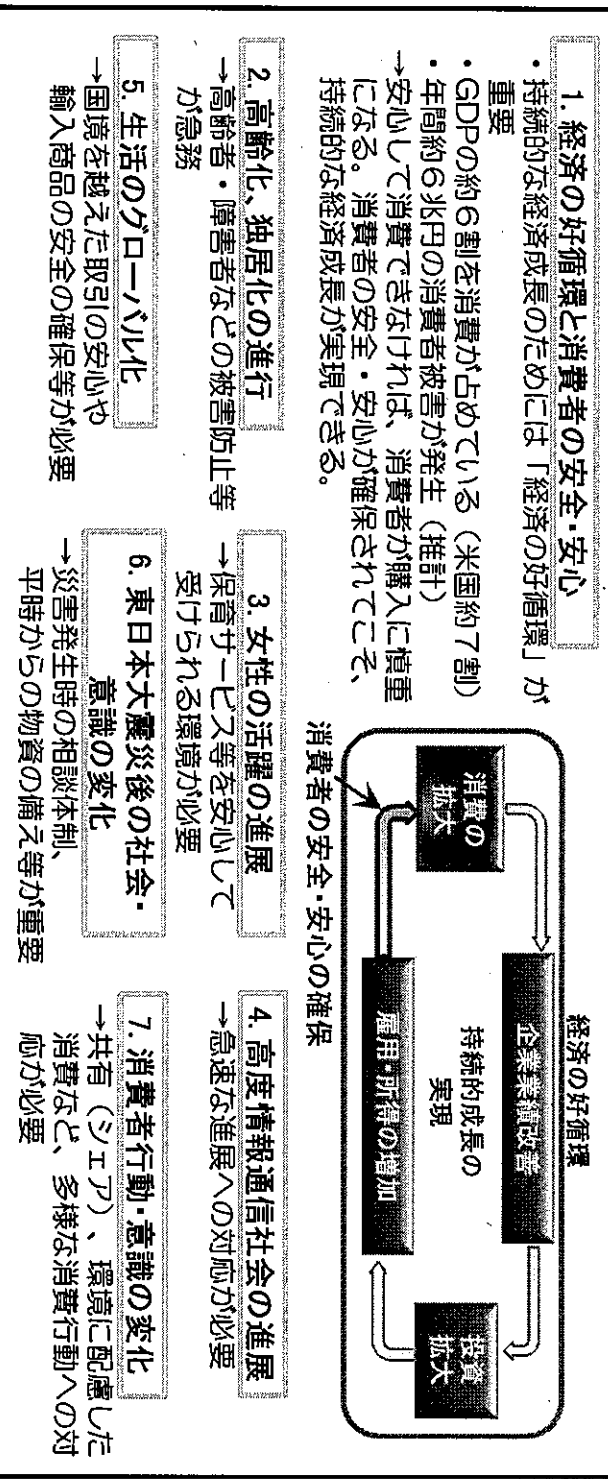


消費者政策の基本的方針



消費者を取り巻く環境の変化と課題

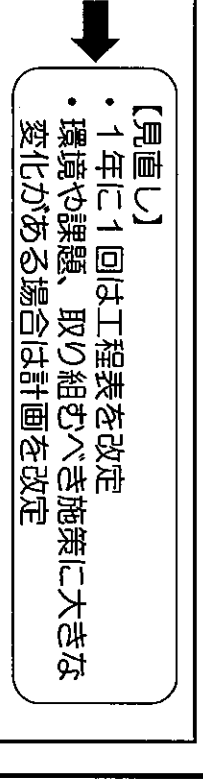
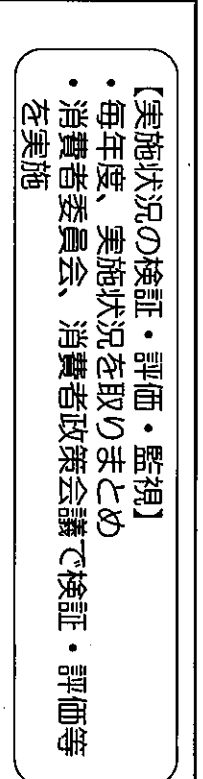
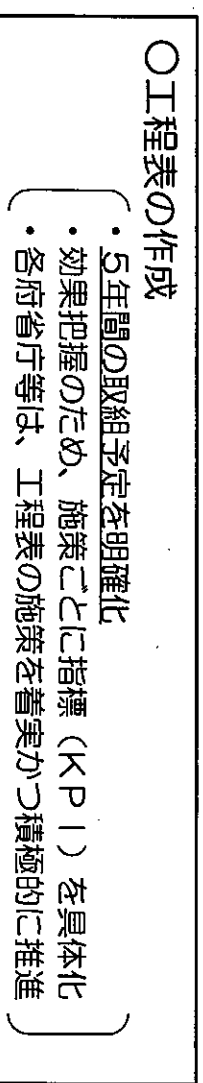


5年間で取り組むべき施策の主な内容

<p><b>① 消費者の安全の確保</b></p> <p>(1) 事故の未然防止 ・危険な物質・商品の情報提供、販売規制</p> <p>(2) 事故等の情報収集と発生・拡大防止 ・事業者からの情報、子供・高齢者の事故情報等の収集強化と適切な注意喚起</p> <p>(3) 原因究明調査と再発防止 ・消費者安全調査委員会の体制強化</p> <p>(4) 食品の安全性の確保 ・製造工程管理等の確かな運用・取組の拡大 ・食品と放射性物質に関する正確な情報提供</p>	<p><b>② 表示の充実と信頼の確保</b></p> <p>(1) 景品表示法の普及啓発・厳正な運用 ・事業者への普及啓発による法令遵守の徹底 ・課徴金制度の活用など厳正な執行</p> <p>(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善 ・家庭用品、住宅、美容医療等の表示ルールの整備運用</p> <p>(3) 食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用 ・食品表示一元化の着実な実施 ・新たに施行する機能性表示の理解増進、更なる検討</p>	<p><b>③ 適正な取引の実現</b></p> <p>(1) 横断的な法令の厳正な執行、見直し ・特定商取引法、消費者契約法の見直し ・成年後見制度の活用による高齢者・障害者の権利保護</p> <p>(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化 ・電気通信事業法の改正 ・割賦販売法の法改正の検討 ・商品先物の不招請勧誘による被害防止の取組の徹底 ・高齢者向け住まいの届出促進、前払金等の在り方検討</p> <p>(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化 ・(4) 犯罪の未然防止・取組み ・特殊詐欺等の取締り強化 ・(5) 規格・計量の適正化</p>	<p><b>④ 消費者が主役となる社会の形成</b></p> <p>(1) 政策の透明性確保と消費者意見の反映</p> <p>(2) 消費者教育の推進 ・ライフステージに応じた体系的な消費者教育 ・学習指導要領の改訂の検討 ・地域協議会の設置支援</p> <p>(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等の取組の支援・促進 ・消費者団体の活動支援 ・消費者志向経営の促進</p> <p>(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保</p> <p>(5) 環境に配慮した消費行動等の推進</p>	<p><b>⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備</b></p> <p>(1) 被害救済、苦情処理、紛争解決の促進 ・適格消費者団体の資金の確保等の支援の検討 ・不当収益をなくす、被害者を救済する制度の検討 ・商品・サービスに応じたADR（裁判外紛争処理）の活用促進</p> <p>(2) 高度情報通信社会の進展への対応 ・ペーソナルデータに関する制度見直し</p> <p>(3) グローバル化の進展への対応 ・国境を越えた取引に関するトラブルの相談体制の充実 ・外国人からの消費者相談に対応する体制の充実</p>	<p><b>⑥ 消費者行政の体制整備</b></p> <p>(1) 国の組織体制の充実・強化 ・消費者庁、消費者委員会、関係府省庁等の体制充実と情報共有・連携強化 ・国民生活センタールによる相談支援機能の強化</p> <p>(2) 地方における体制整備 ・どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制整備 ・認知症の高齢者等の見守りネットワーク等の促進 ・消費生活相談員の人材・処遇の確保 ・「消費者ホットライン」の3桁化（188）による相談窓口の認知度向上</p>
---	---	--	---	---	--

※ (1)(2)・・・の項目ごとに、①法令・ガイドライン等の整備・見直しの状況、②周知の状況、③各種措置の実施状況、④消費者相談の件数・内容等を、KPI(重要業績評価指標)として設定

計画の効果的な実施



## 趣旨

- 消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）を踏まえ、  
どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備
- ✓ 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
- ✓ 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

## 当面の政策目標

● 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

### ＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消

- 1-1 相談窓口未設置の自治体（市町村）を解消

### ＜政策目標2＞相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センターの設立促進  
(人口5万人以上の全市町及び人口5万人未満の市町村の50%以上)

### 【消費生活相談員】

- 2-2 管内自治体（市区町村）の50%以上に配置
- 2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 研修参加率を100%に引き上げ（各年度）

### ＜政策目標3＞適格消費者団体の空白地域の解消

- 3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック（東北、北陸、四国）における適格消費者団体の設立支援

### ＜政策目標4＞消費者教育の推進

- 4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置（全都道府県・政令市）

### ＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築

- 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置（人口5万人以上の全市町）